

定 款

小松マテール株式会社

小松マテレー株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、小松マテレー株式会社と称し、英文では KOMATSU MATERE Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種織物、編物、繊維品の精練、染色、捺染、縫製およびその他の加工。
2. 人工皮革の製造および加工。
3. 各種織物、編物、人工皮革、衣料用・室内装飾用等繊維製品の販売。
4. 環境関連商品の加工および販売。
5. 医療・生活関連資材の加工および販売。
6. 生活インフラ整備。
7. 炭素繊維複合材料の加工および販売。
8. 住宅建設工事の設計、施工、管理および不動産の販売ならびに賃貸業務。
9. 染色加工機械の設計、製造および販売。
10. 染料、薬品の製造および販売。
11. 倉庫業、陸上運送事業、貨物荷捌業、配送センターの管理運營業務。
12. 企業の経営管理、研究、開発および販売活動に関する人材育成のための教育および育成。
13. 前各号に関する技術および情報の販売。
14. 損害保険の代理業。
15. 自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業。
16. 生命保険募集業。
17. ガソリン、重油、軽油、灯油、燃料用ガス等の販売。
18. 清涼飲料水の製造および販売。
19. 前各号の事業に直接または間接に必要な事業に対する投資。
20. 前各号に付帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を石川県能美市におく。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人の機関を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社へ提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長2名以内、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役)

第31条 取締役会の決議により相談役を置くことができる。相談役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人の選任は株主総会において行う。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第113期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上

1943年 4月26日	作成
1943年10月 8日	制定
1944年 9月24日	変更
1945年 1月19日	〃
1948年 9月 4日	〃
1948年12月11日	〃
1951年11月 8日	〃
1959年11月28日	変更
1961年 5月28日	〃
1962年 5月26日	〃
1963年 5月28日	〃
1963年10月 1日	〃
1964年 5月28日	〃
1968年 5月28日	〃
1969年11月28日	〃
1970年11月28日	〃
1975年 5月30日	〃
1977年 6月28日	〃
1978年 6月28日	〃

1982年 6月29日 //
1983年12月22日 //
1991年 6月27日 //
1992年 6月26日 //
1994年 6月29日 //
1998年 6月26日 //
2002年 6月27日 //
2003年 6月27日 //
2004年 6月29日 //
2005年 6月29日 //
2006年 6月29日 //
2008年 6月27日 //
2009年 6月26日 //
2014年 5月 9日 //
2014年 7月 1日 //
2018年10月 1日 //
2020年 6月26日 //
2022年 6月24日 //
2024年 6月21日 //
2025年 6月20日 //